

鹿沼市特許等出願支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、特許等出願支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、市内事業者に対し、日本国特許権、実用新案権又は意匠権若しくは商標権に係る出願に要した経費の一部を補助することにより、企業の競争力の向上並びに経営基盤の安定及び体質強化を図り、もって本市産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金は、事後申請型補助金等として交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 商法（明治32年法律第48号）第4条に規定する商人かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ アに規定する者が組織する団体等

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

エ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体

オ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく組織

カ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく組織

(2) 市内に事業所又は事務所を有し、法人にあっては市内に商業登記を、個人にあっては市内に住民登録をしていること。

(3) 申請日時点で市税に関する滞納処分をされていないこと。

(補助対象外事業者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 同一年度内において、第8条の規定による交付決定を受けている者

(2) 同一内容の事業について、国・県から助成（国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む）を受けている者又はそ

の採択を受けている者

(2) 風俗営業等との規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(3) 鹿沼市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者

(4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、第2条に規定する目的に照らし、補助金の交付が適当でないと市長が認める者
(補助事業等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる国内の産業財産権を新たに取得する事業とする。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に基づく特許権

(2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）に基づく実用新案権

(3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠権

(4) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、前条第1号に規定する出願にあつては20万円、同条第2号から第4号までに規定する出願にあつては10万円を限度とする。

補助金の対象となる経費	補助金の額
出願料	補助対象経費の2分の1以内の額
審査請求に係る費用	
特許料又は登録料（初回納付分に限る。）	
産業財産権取得に際して弁理士又は弁護士に支払う費用	
その他市長が特に必要と認める経費	

2 対象経費は、次条の規定による交付申請をした日前1年以内に支出した補助事業に係るもののみとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業を共同出願により実施する場合（以下「共同実施の場合」という。）における対象経費は、権利の持分比率を

乗じて得た額とする。ただし、大学等の学術研究機関又は公的機関との共同実施の場合は、この限りでない。

4 前項における補助金の額は、前条第1号に規定する出願にあっては20万円に権利の持分比率を乗じて得た額、若しくは第2号から第4号までに規定する出願にあっては10万円に権利の持分比率を乗じて得た額、又は対象経費の合計額の2分の1以内の額のいずれか低い額を限度とする。

5 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 市長は、予算の状況に応じて補助金の額を減額することができるものとする。
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書(様式第2号)

(2) (削る)

(3) 法人にあっては発行後3か月以内の履歴事項全部証明書、個人事業主にあっては開業届または税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の写し

(4) 団体等による申請においては、構成員の名簿及び会則等

(5) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び補助対象経費に係る領収書の写し等

(6) 産業財産権出願書類の写し及び出願が受理されたことが確認できる書類

(7) 産業財産権を取得した場合は、取得したことが確認できる書類

(8) 共同実施の場合にあっては、経費負担及び権利の持分比率について規定した覚書等の写し

(9) 同意書兼宣誓書(様式第3号)

(10) その他市長が必要と認める書類

2 同一補助事業の申請については、年度に限らず1回を限度とする。

3 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、申請について決定をしたときは、次に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。) 補助金等交付決定通知書(様式第4号)

(2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書(様式第5号)
(補助金の請求)

第9条 補助金の請求は、申請に併せて、補助金等交付請求書(様式第6号)を市長に提出してしなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。
(請求の取り扱い)

第10条 交付決定がされた場合は、当該交付決定をした日に前条第1項に規定する請求(以下「請求」という。)がされたものとみなす。

2 補助金を交付しない旨の決定がされた場合は、請求は、当初からされなかったものとみなす。
(補助金の交付手続の委任)

第11条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付申請に併せて請求がされないとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し(以下「取消し」という。)をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第8号)により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(帳簿の備付け)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しておかなければならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 10 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。